

重 要

平成24年 登簿第24号

定 款

〒855-0807 長崎県島原市白土町1030番地1

島 原 公 証 役 場

公証人 土 井 健

TEL・FAX (0957) 62-7822

一般社団法人 南島原ひまわり観光協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 南島原ひまわり観光協会（以下「本協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を長崎県南島原市に置く。

(目的)

第 3 条 本協会は、地域の自然、風土で育まれたかけがえのない資源を大切に守り活かす観光物産振興を市民と行政の協働で推進することにより、南島原市の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促進し、地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係地域との連携を促進し、観光を通じたまちづくりの推進
- (2) 観光に関する情報の収集及び発信
- (3) 観光客受け入れ態勢の整備、観光素材の発掘と活用
- (4) 農林漁業体験民泊の推進、観光客の誘致促進及び斡旋
- (5) 観光商品の開発、宣伝、販売及びその支援
- (6) 観光に関する調査・研究・企画・人材育成
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 地域産品等販売促進に関する事業
- (9) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 本協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員及び社員



法人の構成)

6 条 本協会に次の会員を置く

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 特別会員 本協会の事業に協力する官公庁その他の公益団体に会長が推薦し、理事会で承認を得た個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

会員の資格取得)

7 条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

会費)

8 条 正会員は、本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

会員の資格喪失)

9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

任意退会)

10 条 会員が本協会を退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、年会費は返還しないものとする。

除名)

11 条 本協会の会員が、当法人の名誉を毀損し、本協会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の出席した正会員の4分の3以上の決議によって除名することができる。当該会員に対し、社員総会の一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。除名は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。



会員名簿)

12条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

社員総会)

13条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

開催地)

14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

招集)

15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各社員に対して発する。

決議の方法)

16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

議決権)

17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

書面による議決権の行使)



18条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載して、法務省令で定める時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

議長)

19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

議事録)



20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

第4章 役員等

役員及び監事の設置等)

21 条 本協会に、次の役員を置く。

理事 20名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法91条第1項第2項の業務執行理事とする。

選任等)

22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 社員総会が招集されるまでの間において、理事及び監事に欠員が生じた場合において緊急に選任する必要がある場合は、前項の規定にかかわらず理事会の議決を得てこれを行うことができる。この場合において選任後、最初に開催する社員総会において承認を受けなければならない。

理事の職務・権限)

23 条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し業務を執行する。

3 理事は、理事会を構成する。

4 会長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

監事の職務・権限)

24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び協会職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は法令で定めるところによる。

任期)

- 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

解任)

- 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

報酬等)

- 27 条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 費用の弁償については、会長が別に定める。

責任の一部免除)

- 28 条 本協会は、役員及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

名誉会長及び顧問)

- 29 条 本協会に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問については会長が委嘱する。

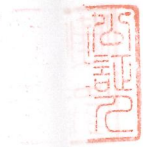
第 5 章 理事会

構成)

- 30 条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

権限)

- 31 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定

- 
- (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

議長)

32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において議長を選出する。

召集)

33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位により副会長が理事会を招集する。
- 3 総理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

決議)

34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときには、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

議事録)

35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長、監事及び理事会において選任された議事録署名人1名が記名押印又は署名する。

理事会規則)

36条 理事会に関する事項、法令又はこの定款に定めるもののほか、定款に定めのない内部組織運営に関する事項については、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

基金の拠出)

37条 当法人は、社員又は第3者に対し、基金の拠出を求めることができる。

- 2 基金の募集、申込、割当、払込等の手続きについては、理事会が別に定める。
- 3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 4 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還

を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 財産及び会計

（事務局及び職員）

- 38 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
 - 3 事務局長及び事務局職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が理事会の決議により別に定める。

（事業年度）


- 39 条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

（事業計画及び収支予算）

- 40 条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

- 41 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第2号及び第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、第1号、第2号及び第3号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 組織運営及び事業活動の状況の概要

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

款の変更)

4 2 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

散)

4 3 条 本協会は、社員総会で総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。又、その他法令に定められた事由により解散する。

余財産の帰属等)

4 4 条 本協会が清算する場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定められる公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは南島原市に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 個人情報の保護

個人情報の保護)

4 5 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 附則

初の事業年度)

4 6 条 本協会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

立時役員等)

4 7 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時	理事	楠田	喜熊
設立時	理事	近藤	一海
設立時	理事	川田	喜傳治
設立時	理事	石川	嘉則

設立時代表理事

楠田 喜熊

設立時社員の氏名又は名称、住所)

18 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長崎県南島原市有家町尾上3147番地 楠田 喜熊

長崎県南島原市南有馬町乙1634番地 近藤 一海

長崎県南島原市深江町丁5442番地 川田 喜傳治

長崎県南島原市深江町丙704番地 石川 嘉則


(令の準拠)

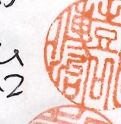
19 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。


以上、一般社団法人 南島原ひまわり観光協会設立のためこの定款を作成し、設立時
員が次に記名押印する。

平成24年 9月 18日

設立時社員 楠田喜熊 

設立時社員 近藤一海 

設立時社員 川田喜傳治 

設立時社員 石川嘉則 



平成 24 年登簿第 24 号

認 証 書

この定款の設立時社員近藤一海ほか 2 名の代理人であり、かつ、設立時社員である楠田喜熊は、本職の面前で、全設立時社員が各自の署名捺印を自認している旨陳述した。

よって、これを認証する。

平成 24 年 9 月 18 日 本職役場において

長崎県島原市白土町 1030 番地 1

長崎地方法務局所属

公証人

上井 佳